REPORT 2024

JAのご案内

Japan Agricultural Cooperatives

JAところ

Ⅵ．役員等の報酬体系 57
１．役員 57
２．職員等 57
３．その他 58

Ⅶ．財務諸表の正確性等にかかる確認 59

Ⅷ．沿革・歩み 60

Ⅸ．記載項目 61

ごあいさつ

皆様には、日頃から『ＪＡところ』をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

当組合は昭和２３年設立以来、地域の皆様及び地域農業の発展と農家経済の向上を目指しながら、事業運営を行ってまいりましたが、現在の『ＪＡところ』があるのも、ひとえに皆様方のご支援とご理解の賜物であると深く感謝申し上げます。

当組合の経営方針、業務内容、最近の事業概要等をご紹介し、安心してお取引いただくためこのディスクロージャー誌を作成いたしましたので、皆さまのご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、当組合の基本姿勢として、消費者に信頼される「安全・安心」で良質なところ農畜産物の提供と、信頼されるＪＡ事業の展開及び地域農業の確立を行い、足腰の強い農協経営の確立を目指します。本年は「第９次農業振興計画」の実践３年度目であり、常呂農業が今後も持続的・安定的に発展していくために組合員・役職員が農業の原点に立ち返り、「消費者から支持される農業・魅力ある常呂農業の実現」に向け取り組んで参ります。

また、「ファーマーズハウスうえる」女性研修生宿泊施設を活用し担い手対策の強化・キッチンスタジオを活用した教育文化活動等組合員・地域社会の期待に応え信頼されるＪＡを目指し、役職員一同努力致します。

ＪＡでは、これからもきめ細やかなサービスに心がけ、地元の皆さまのお役に立てますよう努めてまいりますので、気楽にご来店下さいますようご案内申し上げます。

令和６年４月

常呂町農業協同組合
代表理事組合長　川上　和則

Ⅰ．ＪＡところの概要

１．経営理念・経営方針

（経営理念）

〔基本理念〕

ＪＡところは、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

◇ＪＡところは、人を大切にします。
◇ＪＡところは、自然を大切にします。
◇ＪＡところは、社会の発展に貢献します。
◇ＪＡところは、豊かな暮らしの実現に貢献します。

〔基本姿勢〕

◇みなさまから信頼されるＪＡ
◇地域から必要とされるＪＡ
◇社会に誇れるＪＡをめざします。

（経営方針）

◇営農・経済事業部門

地域の環境と実態に即した農業振興に努め、多様な担い手づくりと多彩な産地づくり、消費者の視点に立った安全・安心な農畜産物の生産と提供に取り組みます。当ＪＡでは、市町村と連携し、認定農業者の育成や集落営農の推進、農業生産法人や特定農業団体の設立の推進を図ります。さらに、販売力の強化と営農指導員の活動の充実、流通コストの低減等に取り組み、農家所得の向上を図ります。

◇信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なＪＡバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるＪＡを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇共済事業部門

ＪＡ共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度NO.1をめざします。

第75回通常総会

通常総会は、ＪＡの前１年間の運営結果と次の１年間の運営方針を決定する重要な会議です。毎年農作物の植付作業前の４月上旬に開催され、正組合員（農家）が一堂に会して、運営方針に対する質疑を通じて進行されます。新しい１年の幕開けです。

２．主要な業務の内容

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。
また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。
また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。
さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

サービス・その他

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。
また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアーなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇手数料一覧

○内国為替手数料
○貯金業務に関する手数料
○ＡＴＭ利用手数料
○貸出金に関する手数料
○その他の業務手数料（窓口両替、ネットバンク、アンサーサービスなど）

共済事業

共済業務

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

ＪＡ共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇ＪＡ共済商品一覧（一例）

共済の種類	保障内容
終身共済	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方のために一生涯にわたって備えられる万一保障
養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一保障
医療共済	病気やケガに備える医療保障がほしい方のために日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障
がん共済	がんに手厚く備えたい方に「生きる」を応援する充実のがん保障
こども共済	お子さま、お孫さまの教育資金をの備えと万一保障
建物更生共済	火災はもちろん地震にも備えられる建物や家財の保障
自動車共済	お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備える保障

◇ＪＡ共済の仕組み

ＪＡ共済は、平成17年４月１日から、ＪＡとＪＡ共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。ＪＡとＪＡ共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。

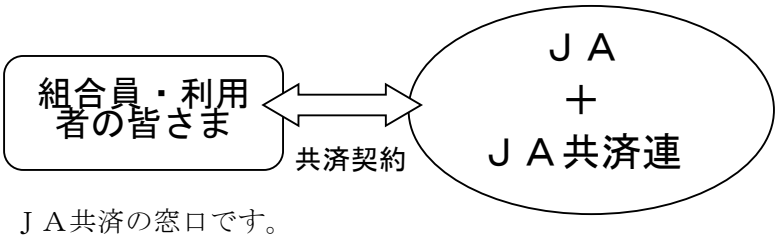

ＪＡ：ＪＡ共済の窓口です。
ＪＡ共済連：ＪＡ共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

営農指導事業

営農指導業務

営農指導事業は、ＪＡ事業の原点とも言える最も重要な事業です。

その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きく４つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは、全てＪＡの収益によってまかなわれます。

営農指導事業活動は、直接的にはＪＡに経済的利益をもたらしませんが、他の主要事業と結合して強化推進の役割を担うと共に、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。

経済事業

販売業務

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、ＪＡが組合員に代わり一元集荷を行い、共同で多元販売を行う事業です。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めると共に、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた精算を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めております。

購買業務

購買事業は、肥料や農薬などの生産資材の供給、農業機械や車両の供給が主なる事業です。

「購買事業」の原点は単に「物を売る」ことではなく、組合員の必要な物資を共同で購入して安定的に供給することにあり、コスト低減や仕入条件の優位性確保の面から「予約購買」「とりまとめ購買」などを積極的に実施しており、これはＪＡ購買事業の特色でもあります。

生産施設事業

生産者が生産から出荷まで全てを個人完結型で行うのではなく、人手を要する作業や規格品質の統一化や均質化により商品としての付加価値が高まるものについて、ＪＡの共同利用施設を利用して集荷・選別調整を行い販売しております。

スタンド業務

常呂漁協との共同経営により、ガソリン・軽油・灯油・油外商品等の取扱いを行っております。

家族経営協定調印式

家族経営協定は、会社でいう就業規則のようなものです。日本の農業はほとんどが家族経営のため、家族間での取り決めが書類として明文化されていることが少なく、これがしばしば家族間でのトラブルとなることがあります。家族経営協定は、こうした家族間紛争を避けるために、経営内の役割や休みなどの取り決めを行います。また、農家個々に様々な特色があることから、ＪＡところでは、『ところ型家族経営協定』として、農家個々の事情を反映した世界でただ一つの協定書を作り、家族間で締結する取り組みを行っています。

３．経営の組織

①　組織機構図　（令和６年４月１日現在）

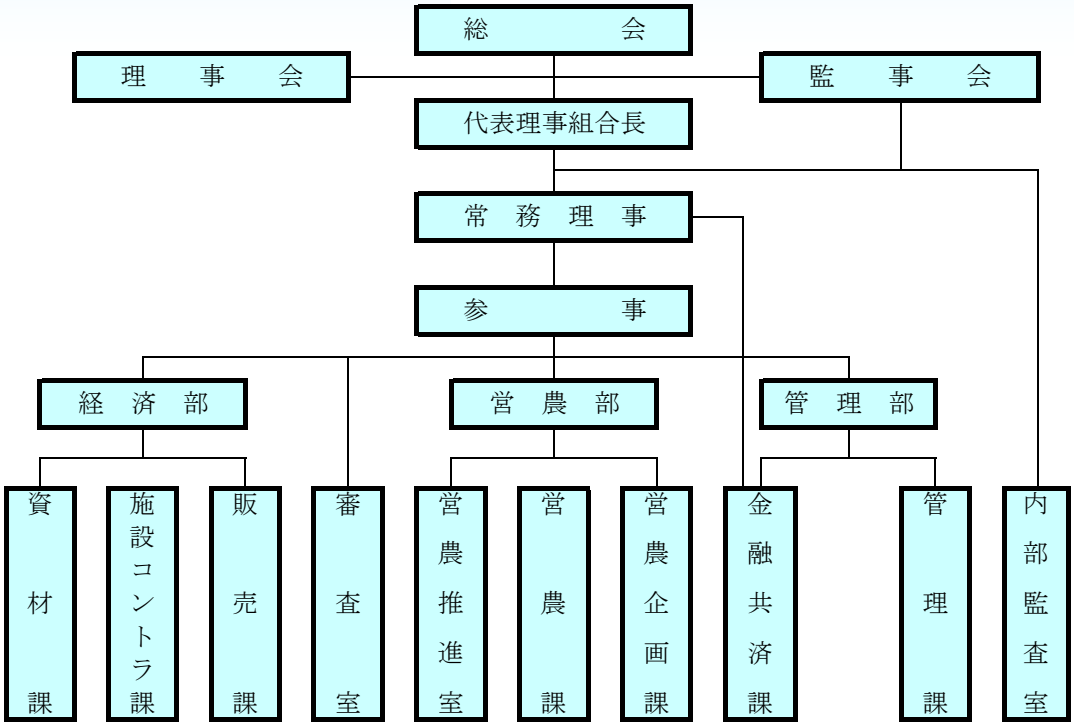

【出　向】　常呂町農協漁協共同給油所

【法　人】　株式会社ふぁー夢ところ

移動農事相談

作物を育てるのには技術が必要です。作物を育てるのには栄養となる肥料が必要ですし、栄養や日光を奪われる雑草や、虫からの食害、細菌やウイルスによる枯れなどから守るための農薬、そのほかにも強風や豪雨といった天候など、作物の生育中には多くのトラブルが発生します。移動農事相談ではこうしたトラブル防止や資材の効率化など、作物の栽培に係る技術的な指導をＪＡと関係機関（網走農業改良普及センターなど）と連携して行い、安定した作物栽培のための相談会を実施しています。

② 組合員数

（令和６年１月現在）

	Ｒ４年度末	Ｒ５年度末	増　減
正組合員数	240	236	-4
個人	229	225	-4
法人	11	11	
准組合員数	392	390	-2
個人	349	347	-2
法人	43	43	
合計	632	626	-6

③ 組合員組織の状況

（令和６年１月現在）

組織名	代表者名	構成員数
農協青年部	寺町太智	40名
農協女性部	林　美知子	68名
年金友の会	林　敏洋	111名
玉葱振興会	清井兼太郎	49名
加工馬鈴薯生産組合	内藤靖彦	39名
甜菜振興対策協議会	植松孝雄	110名
澱原馬鈴薯部会	関谷英治	68名
麦生産部会	佐藤文彦	113名
小豆生産組合	林　靖士	51名
農業青色申告会	近藤圭介	111名

当ＪＡの組合員組織（30名以上）を記載しています。

④ 地区一覧

北見市常呂町の区域

⑤ 理事及び監事の氏名及び役職名

■ 役員一覧

（令和６年１月現在）

役員	氏名	役員	氏名
会長理事	小野寺俊幸	理事	石澤　彰
代表理事組合長	川上和則	理事	鈴木洋平
副組合長	江田　哲	理事	今橋　剛
常務理事	石山茂実	代表監事	今橋正弘
理事	羽石規靖	監事	小原啓人
理事	林　孝広	監事	小笠原　聖

⑥ 事務所の名称及び所在地

■ 店舗一覧

（令和６年１月現在）

店舗名	住所	電話番号	CD/ATM設置台数
本所	北見市常呂町字常呂６０８番地	0152-54-2121	１台

⑦ 特定信用事業代理業者及び共済代理店の状況

（令和６年１月現在）

区分	氏名又は名称（商号）	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所又は事業所の所在地
特定信用事業代理業者			
共済代理店	三興自動車工業	北見市常呂町字常呂	同左
	常呂自動車整備工場	北見市常呂町字常呂	同左
	常呂ボデー工業	北見市常呂町字土佐	同左

４．社会的責任と地域貢献活動

開示項目	開示内容
◆ 全般に関する事項	
■ 協同組織の特性	「当組合は、北見市常呂町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。 当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。 当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。 当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。 また、ＪＡの総合事業をつうじて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。
組合員数	６２６人
出資金	８２６百万円
１．地域からの資金調達の状況	
■ 貯金積金残高	（単位：百万円）

資格	残高
組合員	12,601
地方公共団体	10
非営利法人	345
その他	1,953
合計	14,909

２．地域への資金供給の状況	
■ 貸出金残高	（単位：百万円）

資格	残高
組合員	2,237
金融機関	
その他	50
合計	2,288

３．文化的・社会的貢献に関する事項	
■ 文化的・社会的貢献	地域住民との交流を進めふれあい活動を強化し、地産・地消・食農教育への取組みを行い、地域社会への貢献活動を行います。 北海道の冷涼な気候を生かし、土づくり・輪作体系を基本に環境と調和したクリーン農業の更なる推進を図り、安全・安心・良品質な農畜産物を届けます。 ○学校給食への地元農産物の提供に係る支援 ○ＪＡところ収穫“菜”の開催 ○年金相談会の開催 ○年金友の会への活動支援
■ 情報提供活動	○組合員だより等のＪＡ広報誌の発行 ○ホームページを通じて組合員等利用者への情報提供

５．リスク管理の状況

リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

独占禁止法・下請法に違反する行為又は違反する恐れのある行為は行いません。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、審査室を設置し、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ･バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤　事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ 内部監査の体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの全ての部署を対象とし中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

法令遵守の体制（コンプライアンスの取組みについて）

○基本方針

当ＪＡは昭和23年の創業以来「ＪＡとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げこの基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当ＪＡとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

●運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部門にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- 員外監事の登用
- 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- 融資審査体制の整備
- 内部審査室の設置

金融ＡＤＲ制度への対応

①　苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口（電話：0152－54-3309（月～金　9時から17時）

②紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

札幌弁護士会紛争解決センター（電話：011-251-7730）

①の窓口またはＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所）にお申し出ください。

・共済事業

（一社）日本共済協会　共済相談所（電話：03－5368－5757）
https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構
https://www.jibai-adr.or.jp/

（公財）日弁連交通事故相談センター
https://n-tacc.or.jp/

（公財）交通事故紛争処理センター
https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ
https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせください。

定植作業

春の農作業の代表格が定植（蒔き付け）作業です。北見市常呂町は、小麦、てん菜、馬鈴薯、玉葱を中心として多くの作物が栽培されています。定植作業とは畑に苗を植えたり（移植）、種をまいたり（播種）することです。てん菜と玉ねぎは一部を除き、約２か月前からビニールハウスで播種され、育てられます。定植作業により、作物は畑に根付き、秋の出来秋まで大切に育てられます。

６．自己資本の状況

①　自己資本比率の充実

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和６年１月末における自己資本比率は、２８．６２％となりました。

②　経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○　普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	常呂町農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	８２６百万円（前年度８３５百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「Ⅴ　自己資本の充実の状況」に記載しております。

新規就農激励式

農業はその多くが家族経営。最近は、少子高齢化や後継者不在のため、担い手不足による農業従事者の減少が問題となっています。ＪＡところは幸い、広大で肥沃な大地で生産性が高いため、後継者が戻ってきやすい特徴があります。ＪＡでは、常呂総合支所（北見市農業振興会議常呂自治区部会）と連携により、こうした親元への就農者をお祝いし激励するために、激励式を開催しています。

Ⅱ．業　績　等

１．直近の事業年度における事業の概況

イ　全般的概況

昨年、新型コロナウイルス感染症の位置付けが５類に移行し、ようやくコロナ禍以前の日常を取り戻しつつありますが、各農畜産物の消費は依然として低迷しており、国際紛争や円安の影響による肥料・飼料をはじめとした生産資材価格の高止まりが、農業経営に大きく影響を及ぼした１年となりました。

国際情勢の不安定化により、海外に依存している食料へのリスクが顕在化し、食料安全保障の強化、安定供給の確保が今後農業に求められることとなります。消費者に対しては「国消国産」を周知し、自国の食糧は自国で生産するという考え方を持っていただく必要があります。その為にもＪＡグループと一丸となって、今後も食料安定供給の観点からも食料安全保障体制の強化と、持続可能な農業の確立に向けた農政活動を行って行かなければなりません。

この様な状況の中、令和５年度の本町農業は、融雪も早く、播種・定植作業は例年以上に早くの開始となり、作業期間中の天候にも恵まれ順調に作業は終了しました。その後は干ばつ傾向であったものの、６月に入ってからの降雨により春先の生育は平年と比べ良好に推移していましたが、６月６日、７日には一部地域で降雹、豪雨により作物への被害があったものの生育初期であったためその後の生育には大きな影響は見られませんでした。その後は各作物とも順調に生育しておりましたが、７，８月には異常気象ともいえる記録的な猛暑が続き、昼夜の高温により各作物の生育期間が短縮され、高温の影響によりてん菜では褐斑病の多発、玉葱では日焼け症の発生、馬鈴しょは低ライマンとなり、小豆については２次成長が起こるなど品質等に大きく影響を与える結果となりました。

生乳は昨年から続く全道規模での生産抑制、さらには猛暑の影響を受け１頭あたりの乳量を大きく減少するなど非常に厳しい状況が続いております。個体販売においても、一部販売価格は上がってきたものの依然として厳しい状況となっています。この様な状況下ではありましたが、令和５年度の農協事業は組合員皆様の長年にわたる生産基盤の整備と営農努力、記録的な猛暑による全道的な青果物の出回り量の減少等により、当期剰余金２億４千９百万円を計上することが出来ましたことは、組合員皆様のＪＡに対するご理解と事業への結集の賜物であると感謝申し上げます。

ロ　主要な事業活動の内容

① 信用事業

金融事業では年度末の貯金残高は計画対比１００．８％、前年から４億８千万円増加し１４９億１千万円の実績、貸付金は酪農対策としてセーフティネット資金を対応したことから、受託資金と合わせ前年より１億３千万円増加し３１億８千万円の実績となりました。

② 共済事業

共済事業は組合員皆様のご協力により、共済保有高３１４億４千万円、長期共済の新契高は計画１５億円に対し、２３億４千万円の実績、推進ポイントは１２５万ポイントの計画に対し１５０万ポイントの実績となりました。

③ 購買事業

＜生産資材＞

購買事業は、諸資材の高騰はあったものの、組合員皆様のご協力により供給高は計画対比１０４％となる２５億１千万円の取扱いとなりました。

④ 販売事業

小豆と馬鈴しょを除いた作物は平年作又は平年作を上回る収量を確保することが出来ました。又、酪農のデントコーン播種は天候にも恵まれ平年並みに作業は終了し、夏場の猛暑の影響は多少なりあったものの収量は平年作となりました。

その結果、農畜産物取扱高は計画を大幅に上回る６４億８千万円となり交付金・給付金・共済金を含めた総支払額は８２億円の実績となりました。

ハ　当該年度中に実施した重要事項

１．飼料高騰に対する経営支援の実施（資金対応、支援）
２．次世代の地域農業を担うリーダーの育成研修、及び後継者育成研修の実施
３．営農集団別・女性向け対話集会の開催
４．出資均衡調整に基づいた組合資本の増強
５．環境保全対策の実施
６．農作業事故防止対策の実施

２．最近５年間の主要な経営指標

（単位：百万円、人、％）

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益		3,415	3,459	3,308	2,952	2,758
	信用事業収益	91	83	80	79	89
	共済事業収益	78	75	76	75	77
	農業関連事業収益	3,177	3,326	3,080	2,735	2,774
	その他事業収益	67	73	70	61	72
経常利益		126	173	128	240	240
当期剰余金（注）		157	148	110	237	249
出資金		850	843	830	835	826
出資口数		850	843	830	835	826
純資産額		2,408	2,492	2,519	2,694	2,836
総資産額		15,794	16,709	17,551	18,679	18,987
貯金等残高		12,285	13,025	13,685	14,422	14,909
貸出金残高		2,083	2,152	1,919	2,076	2,288
有価証券残高						
剰余金配当金額		60	70	60	100	100
	出資配当の額					
	事業利用分量配当の額	60	70	60	100	100
職員数		51人	51人	49人	49人	50人
単体自己資本比率		28.03%	27.43%	28.25%	27.48%	28.62%

（注１）　当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
（注２）　「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成１８年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しております。

農業後継者育成研修（ＳＴＧｓ）

Sustainable（持続的な）Tokoro-atotsugi（常呂跡継ぎ）Goal（目標）school（研修）、略してＳＴＧｓ。ＳＴＧｓとは、就農して間もない後継者がＪＡ組織を理解し、次世代の担い手を育成することを目的に行う研修のことで、入組間もない職員も参加し、相互交流も行っています。令和４年度にスタートしたＳＴＧｓは令和５年度に今季の課程が修了し、閉講しました。令和６年度から新しいメンバーにより２年間の課程がスタートします。

３．決算関係書類（２期分）

貸借対照表

（単位：千円）

科　　目	令和４年度	令和５年度	科　　目	令和４年度	令和５年度
（資　産　の　部）			（負　債　の　部）		
1　信用事業資産	14,255,623	14,820,500	1　信用事業負債	14,579,760	15,044,508
(1) 現金	50,209	83,341	(1) 貯金	14,422,624	14,909,875
(2) 預金	12,073,322	12,389,687	(2) 借入金	108,792	85,606
系統預金	12,028,793	12,363,402	(3) その他の信用事業負債	34,408	35,064
系統外預金	44,528	26,284	未払費用	1,699	1,481
(3) 有価証券			その他の負債	32,708	33,582
国債			(4) 睡眠貯金払戻損失引当金		
地方債			(5) 債務保証	13,935	13,961
政府保証債			2　共済事業負債	41,006	40,968
金融債			(1) 共済借入金		
(4) 貸出金	2,076,869	2,288,531	(2) 共済資金	14,625	14,649
(5) その他の信用事業資産	47,778	51,989	(3) 共済未払利息		
未収収益	46,742	51,015	(4) 未経過共済付加収入	26,379	26,314
その他の資産	1,035	973	(5) 共済未払費用	1	5
(6) 債務保証見返	13,935	13,961	(6) その他の共済事業負債		
(7) 貸倒引当金	△ 6,492	△ 7,010	3　経済事業負債	1,109,187	784,621
2　共済事業資産	148	130	(1) 支払手形	2,504	2,598
(1) 共済貸付金	0	0	(2) 経済事業未払金	677,174	537,053
(2) 共済未収利息	0	0	(3) 経済受託債務	429,507	244,970
(3) その他の共済事業資産	149	130	(4) その他の経済事業負債		
(4) 貸倒引当金	0	0	前受収益		
3　経済事業資産	1,521,328	1,314,295	その他の負債		
(1) 受取手形			4　設備借入金	0	0
(2) 経済事業未収金	764,430	602,843	5　雑負債	195,160	215,196
(3) 経済受託債権	613,806	542,687	(1) 未払法人税等	28,665	59,454
(4) 棚卸資産	128,236	138,419	(2) リース債務	15,518	19,445
購買品	95,993	100,603	(3) 資産除去債務		
販売品	5,459	5,878	(4) その他の負債	150,976	136,295
その他の棚卸資産	26,783	31,937	6　諸引当金	60,433	65,645
(5) その他の経済事業資産	19,886	34,629	(1) 賞与引当金		
未収収益			(2) 退職給付引当金	31,176	33,474
その他の資産	19,886	34,629	(3) 役員退職慰労引当金	29,256	32,171
(6) 貸倒引当金	△ 5,030	△ 4,283	7　繰延税金負債		
4　雑資産	691,558	637,084	8　再評価に係る繰延税金負債		
(1) 組勘未決済勘定			負 債 の 部 合 計	15,985,548	16,150,940
(2) その他の雑資産	691,558	637,084	（純　資　産　の　部）		
5　固定資産	1,489,252	1,350,871	1　組合員資本	2,694,208	2,836,838
(1) 有形固定資産	1,483,899	1,346,861	(1) 出資金	835,282	826,562
建物	2,721,233	2,721,600	(2) 資本準備金		
機械装置	1,365,635	1,365,635	(3) 利益剰余金	1,860,676	2,010,276
土地	303,055	303,055	利益準備金	980,000	1,030,000
リース資産			その他利益剰余金	880,676	980,276
建設仮勘定	0	940	うち金融事業基盤強化積立金	206,000	217,000
その他の有形固定資産	1,450,950	1,458,129	うち貸付リスク管理積立金	42,500	42,500
減価償却累計額	△ 4,356,975	△ 4,502,499	うち税効果積立金	14,364	14,364
(2) 無形固定資産	5,353	4,009	うち特別積立金	289,000	359,000
リース資産			当期未処分剰余金	328,811	347,411
その他の無形固定資産	5,353	4,009	（うち当期剰余金）	237,595	249,600
6　外部出資	707,480	848,640	(4) 処分未済持分	△ 1,750	0
(1) 外部出資	708,540	849,700	2　評価・換算差額等		
系統出資	632,020	773,180	(1) その他有価証券評価差額金		
系統外出資	33,590	33,590	(2) 土地再評価差額金		
子会社等出資	42,930	42,930	純 資 産 の 部 合 計	2,694,208	2,836,838
(2) 外部出資等損失引当金	△ 1,060	△ 1,060			
7　前払年金費用					
8　繰延税金資産	14,364	16,256			
9　再評価にかかる繰延税金資産					
10　繰延資産					
資 産 の 部 合 計	18,679,757	18,987,779	負債及び純資産の部合計	18,679,757	18,987,779

損益計算書

（単位：千円）

科　　目	令和4年度	令和5年度
1　事業総利益	823,542	879,653
事業収益	2,726,160	2,758,360
事業費用	1,902,617	1,878,706
(1) 信用事業収益	79,837	89,050
資金運用収益	73,412	80,468
（うち預金利息）	233	220
（うち受取奨励金）	39,379	42,571
（うち有価証券利息）		
（うち貸出金利息）	30,980	34,091
（うちその他受入利息）	2,819	3,585
役務取引等収益	3,891	4,172
その他事業直接収益		
その他経常収益	2,533	4,408
(2) 信用事業費用	22,552	22,252
資金調達費用	3,243	2,648
（うち貯金利息）	2,318	1,732
（うち給付補填備金繰入）	1	0
（うち借入金利息）	863	915
（うちその他支払利息）	60	0
役務取引等費用	3,282	3,222
その他事業直接費用		
その他経常費用	16,026	16,381
（うち貸倒引当金繰入額）	371	518
（うち貸倒引当金戻入益）		
（うち貸出金償却）		
信用事業総利益	57,285	66,798
(3) 共済事業収益	75,869	77,624
共済付加収入	70,858	73,109
共済貸付金利息		
その他の収益	5,011	4,515
(4) 共済事業費用	2,505	2,759
共済借入金利息		
共済推進費	564	543
共済保全費	1,543	1,685
その他の費用	397	530
（うち貸倒引当金繰入額）	0	0
（うち貸倒引当金戻入益）		
（うち貸出金償却）		
共済事業総利益	73,363	74,865
(5) 購買事業収益	1,694,082	1,667,692
購買品供給高	1,582,671	1,562,093
購買手数料	24,306	22,600
修理サービス料		
その他の収益	87,104	82,998
(6) 購買事業費用	1,525,365	1,470,854
購買品供給原価	1,475,886	1,425,555
購買配達費	27,081	23,605
修理サービス費		
その他の費用	22,397	21,694
（うち貸倒引当金繰入額）	782	
（うち貸倒引当金戻入益）		△ 535
（うち貸倒損失）		
購買事業総利益	168,717	196,837
(7) 販売事業収益	240,054	269,821
販売品販売高	3,664	3,824
店舗購買品供給高	17,242	17,933
販売手数料	143,682	154,818
その他の収益	75,464	93,245
(8) 販売事業費用	52,852	85,821
販売品受入高	3,467	2,554
店舗購買品受入高	14,274	14,586
販売費	13,064	18,662
その他の費用	22,045	50,018
（うち貸倒引当金繰入額）	556	
（うち貸倒引当金戻入益）		△ 113
（うち貸倒損失）		
販売事業総利益	187,201	184,000

科　　目	令和4年度	令和5年度
(9) 保管事業収益	158,018	166,091
(10) 保管事業費用	71,200	72,749
保管事業総利益	86,818	93,342
(11) 加工事業収益		
(12) 加工事業費用		
加工事業総利益		
(13) 利用事業収益	643,127	671,269
(14) 利用事業費用	426,189	442,507
利用事業総利益	216,937	228,762
(15) 宅地等供給事業収益		
(16) 宅地等供給事業費用		
宅地等供給事業総利益		
(17) その他事業収益		
(18) その他事業費用		
その他事業総利益		
(19) 指導事業収入	61,666	72,821
(20) 指導事業支出	28,448	37,774
指導事業収支差額	33,217	35,047
2　事業管理費	621,440	606,727
(1) 人件費	356,242	367,568
(2) 業務費	35,468	41,962
(3) 諸税負担金	22,410	18,373
(4) 施設費	204,554	173,399
(5) その他事業管理費	2,763	5,423
事業利益	202,101	272,926
3　事業外収益	44,716	41,026
(1) 受取雑利息	8,606	9,391
(2) 受取出資配当金	6,562	6,637
(3) 賃貸料	14,592	16,217
(4) 貸倒引当金戻入益（事業外）	0	
(5) 償却債権取立益		
(6) 雑収入	14,955	8,780
4　事業外費用	6,453	6,148
(1) 支払雑利息	5,267	2,936
(2) 貸倒損失		
(3) 寄付金	618	2,355
(4) 貸倒引当金繰入額（事業外）		
(4) 貸倒引当金戻入益（事業外）	0	1
(5) 雑損失	567	855
経常利益	240,364	307,804
5　特別利益	33,255	0
(1) 固定資産処分益	4,306	
(2) 一般補助金		
(3) その他の特別利益	28,948	
6　特別損失	366	0
(1) 固定資産処分損	366	
(2) 固定資産圧縮損		
(3) 減損損失		
(4) 金融商品取引責任準備金		
(5) その他の特別損失		
税引前当期利益	273,253	307,804
法人税・住民税及び事業税	30,005	60,095
法人税等調整額	5,652	△ 1,891
法人税等合計	35,658	58,204
当期剰余金（又は当期損失金）	237,595	249,600
当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）	94,319	97,811
会計方針の変更による累積的影響額	△ 6,334	
過去の誤謬の訂正による累積的影響額		
遡及処理後当期首繰越剰余金	87,985	
税効果積立金取崩額	3,230	
目的積立金取崩額		
当期未処分剰余金	328,811	347,411

剰余金処分計算書

（単位：千円、％）

科　　目	令和４年度	令和５年度
1　当期未処分剰余金	328,811	347,411
2　任意積立金取崩額	0	0
3　剰余金処分額	231,000	253,891
(1) 利益準備金	50,000	55,000
(2) 任意積立金	81,000	98,891
金融事業基盤強化積立金	11,000	7,000
特別積立金	70,000	90,000
税効果積立金	0	1,891
(3) 出資配当金	0	0
(4) 事業分量配当金	100,000	100,000
4　次期繰越剰余金	97,811	93,519

注）1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

令和４年度	0	令和５年度	0

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれています。

令和４年度	12,000	令和５年度	12,500

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

種類	積立目的	積立目標金額	取崩基準
金融事業基盤強化積立金	① 経済のソフト化、金融自由化に伴う金融競争の激化に対し、競争力のある農協金融事業を確立するための支出等に対処するための財源確保 ② 将来の貸付リスクに対応する財源確保	年度末貯金残高×1.5%	① 積立目的の事由が発生したときに、500万円の範囲内で理事会の議決による。 ② 不健全債権が発生し、償却を行ったとき、理事会の議決による。
貸付リスク管理積立金	将来の貸付リスクに対応する財源の確保	年度末貸付金残高×1.23%	不健全債権が発生し償却を行ったとき、理事会の議決による。
税効果積立金	繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う繰延税金資産の取り崩しに係る支出ほか	繰延税金資産の期末残高を上限	取崩の目的の事由が発生したときに、理事会の議決による。
新規就農・後継者育成積立金	地域と農業の振興を図るため、新規就農者への支援や農業後継者の育成などに係る費用の財源確保	特に定めない	・新規就農者が就農したとき、就農奨励金として100万円を支給する。 ・農業後継者の教育・育成を目的とする事業が発生したとき。 ・農業後継者が180日以上の海外農業研修へ参加するとき。（１回限り）
特別積立金	経営基盤に影響を与える将来的なリスク発生や固定資産の大きな改修等に備えるための財源確保	５億円	以下の支出があったとき、理事会の議決による。 ・固定資産の改修に伴う損失 ・固定資産の減損損失 ・会計基準の変更等に伴う費用処理 ・農林年金制度完了に伴う費用処理 ・不測の事態による支出

■ 注記表

1．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
① 子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
① 購買品　売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用）
② 販売品・店舗購買品（直売所）　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
③ その他の棚卸資産（加工品、原材料、貯蔵品）
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法。
なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準
① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。（※１）
上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実積率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 外部出資等損失引当金
当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準
① 収益認識関連
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
・購買事業（農業関連・生活その他）
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
・販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
・保管事業
組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
・利用事業
乾燥調製施設・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

２．会計方針の変更

(1) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年６月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

３．会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額　　繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）16,256千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年1月に作成した収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年4月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額　貸倒引当金　11,295千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4．貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

① 国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,852,546千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物　872,207千円、　構築物　241,018千円　車輛・機械装置　684,669千円

工具・器具・備品　38,817千円　土地・山林　15,835千円

(2) 偶発債務に関する注記

下記のとおり、出資先、美幌地方農産加工農業協同組合連合会の美幌町農協からの借入金に対し、会員6農協で連帯債務を行っております。

被保証者　美幌地方農産加工農業協同組合連合会　保証額　848,400千円

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額　32,650千円

子会社等に対する金銭債務の総額　74,301千円

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額　3,169千円

理事および監事に対する金銭債務はありません。

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(5) 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

① リスク管理債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額）はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌月から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上遅延債権に該当しないものです。

5．損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額　37,400千円

うち事業取引高　67,400千円

子会社等との取引による費用総額　90,639千円

うち事業取引高　90,639千円

6．金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、借入金は、組合員への貸出金の原資として借入れた、北海道信用農業協同組合連合会および日本政策金融公庫、土地改良事業団体連合会からの借入金です。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ　信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ　市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利の上昇及び下落が予想される範囲内の場合には、経済価値の減少が無いものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ　資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	12,389,687	12,382,871	△ 6,815
貸出金	2,288,531		
貸倒引当金（＊1）	△ 7,010		
貸倒引当金控除後	2,281,520	2,329,608	48,087
経済事業未収金	602,843		
貸倒引当金（＊2）	△ 4,284		
貸倒引当金控除後	598,559	598,559	
資産計	15,269,767	15,311,039	41,271
貯金	14,909,875	14,897,928	△ 11,947
借入金	85,606	86,216	610
経済事業未払金	537,053	537,053	
負債計	15,532,535	15,521,198	△ 11,336

(＊1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(＊2)経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

②　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ　外部出資

債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

ハ　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ　経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ　借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③　市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

昔対照表計上額　（単位：千円）

外部出資	849,700
外部出資等損失引当金	△ 1,060
引当金控除後	846,840

④　金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	1,389,687					
貸出金（*1）	466,962	232,359	216,330	183,040	151,234	1,038,603
経済事業未収金（*2）	602,843					
合計	15,281,063	232,359	216,330	183,040	151,234	1,038,603

（*1）貸出金のうち、当座貸越171,261千円については「1年以内」に含めておりま

（*2）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありませ

⑤　借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（*1）	13,650,633	489,665	506,241	171,087	92,247	
借入金（*2）	20,874	18,575	17,261	7,172	6,050	15,672
合計	13,671,508	508,240	523,503	178,260	98,297	15,672

（*1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

（*2）借入金のうち、当座借越はありません。

7．退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、ＪＡ全国共済会との契約によるＪＡ退職金給付制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 31,176 千円	
① 退職給付費用	△ 15,622 千円	
② 退職給付の支払額	0 千円	
③ 特定退職金共済制度への拠出金	13,325 千円	
調整額合計	△ 2,297 千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 33,474 千円	期首＋調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 190,587 千円	
② 特定退職金共済制度（ＪＡ全国共済会）	157,112 千円	
③ 未積立退職給付債務	△ 33,474 千円	①＋②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 33,474 千円	③
⑤ 退職給付引当金	△ 33,474 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	15,622 千円
合計	15,662 千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,669千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、34,628千円となっています。

８．税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	3,124 千円
外部出資等損失引当金	293 千円
退職給付引当金	9,258 千円
役員退職慰労引当金	8,898 千円
その他	3,873 千円
繰延税金資産小計	25,448 千円
評価性引当額	△ 9,191 千円
繰延税金資産合計 (A)	16,256 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
（調　整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.35%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.30%
事業分量配当金	△ 8.99%
住民税均等割・事業税率差異等	0.05%
各種税額控除等	0.00%
評価性引当額の増減	0.26%
そ　の　他	0.27%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.06%

９．収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記　収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

１０．その他の注記

(1) 資産除去債務会計

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、１２号、岐阜１３号、１４号倉庫に関して、解体時におけるアスベストの除去義務を有していますが、当該倉庫は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で解体は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) リース取引に関する会計基準に基づく事項

① 転貸リースの内訳

リース債権及びリース債務については、全額が転貸リース取引に係るものであり、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上しております。

ＪＡところ女性部によるタオル寄贈

ＪＡところ女性部では、活動の一環として部員宅にある遊休タオルの寄贈事業を行っています。令和５年度は、北見市社会福祉協議会常呂支所の他に、新築移転した特別養護老人ホームところに寄贈、タオルは福祉系施設では重宝されることから、毎年の恒例行事となっています。

■ キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

科　　目	令和４年度	令和５年度
1　事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	275,253	307,804
減価償却費	180,673	147,555
減損損失		
役員退任慰労引当金の増加額(△は減少)	2,880	2,914
貸倒引当金の増加額(△は減少)	2,197	△ 17
賞与引当金の増加額(△は減少)		
退職給付引当金の増加額(△は減少)	△ 18,902	2,297
その他引当金の増減額(△は減少)		△ 113
信用事業資金運用収益	△ 73,412	△ 80,468
信用事業資金調達費用	3,243	2,648
共済貸付金利息		
共済借入金利息		
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 15,169	△ 16,028
支払雑利息	5,267	2,936
有価証券関係損益(△は益)		
固定資産売却損益(△は益)	△ 5,143	
固定資産除去損	1,203	
外部出資関係損益(△は益)		
その他損益		
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△ 157,416	△ 211,662
預金の純増(△)減	△ 683,160	△ 862,900
貯金の純増減(△)	737,043	487,251
信用事業借入金の純増減(△)	△ 32,127	△ 23,185
その他の信用事業資産の純増(△)減	△ 482	△ 2,927
その他の信用事業負債の純増減(△)	△ 259	846
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(△)減		
共済借入金の純増減(△)		
共済資金の純増減(△)	147	23
未経過共済付加収入の純増減(△)	946	△ 65
その他の共済事業資産の純増(△)減	△ 88	18
その他の共済事業負債の純増減(△)		3
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△ 269,868	161,586
経済受託債権の純増(△)減	△ 628,908	71,118
棚卸資産の純増(△)減	13,659	△ 10,182
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	265,910	△ 140,027
経済受託債務の純増減(△)	429,507	△ 184,537
その他経済事業資産の純増(△)減	6,510	△ 14,743
その他経済事業負債の純増減(△)		
(その他の資産及び負債の増減)		
未払消費税等の増減額(△)	1,982	
その他の資産の純増(△)減	△ 192,868	54,474
その他の負債の純増減(△)	△ 6,885	△ 10,680
信用事業資金運用による収入	73,656	79,185
信用事業資金調達による支出	△ 4,031	△ 2,838
共済貸付金利息による収入		
共済借入金利息による支出		
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 60,000	△ 100,000
小　　計	△ 150,638	△ 339,713

雑利息及び出資配当金の受取額	15,169	16,028
雑利息の支払額	△ 5,267	△ 2,936
法人税等の支払額	△ 17,847	△ 29,306
過年度遡及会計適用による影響額	△ 6,334	
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 152,250	△ 355,928
2　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		
有価証券の売却による収入		
有価証券の償還による収入		
補助金の受入による収入		
固定資産の取得による支出	△ 26,311	
固定資産の売却による収入	7,573	
外部出資による支出		
外部出資の売却等による収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,738	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー		
経済事業借入金の借入による収入		
経済事業借入金の返済による支出		
出資の増額による収入		
出資の払戻による支出	△ 15,504	
持分の譲渡による収入		
持分の取得による支出	△ 1,650	
出資配当金の支払額		
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 17,154	
4　現金及び現金同等物に係る換算差額		
5　現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△ 188,142	△ 355,928
6　現金及び現金同等物の期首残高	1,745,634	1,550,432
7　現金及び現金同等物の期末残高	1,550,432	1,037,028

■ 部門別損益計算書

【令和４年度】　　（単位：千円）

区　　分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益　①	2,952,656	79,837	75,869	2,735,283		61,666	
事業費用　②	2,129,114	22,552	2,505	2,075,607		28,448	
事業総利益③（①－②）	823,542	57,285	73,363	659,675		33,217	
事業管理費④	621,440	50,175	36,579	418,837		115,849	
うち人件費	356,242	37,468	29,802	187,665		101,316	
うち業務費	35,468	5,410	2,586	21,902		5,568	
うち諸税負担金	22,410	2,507	1,118	17,060		1,724	
うち施設費	204,554	4,461	2,853	190,409		6,830	
（うち減価償却費⑤）	180,673	3,045	1,794	171,878		3,955	
※うち共通管理費等⑥		14,282	10,579	87,549		19,837	△ 132,249
（うち減価償却費⑦）		2,422	1,794	14,847		3,364	△ 22,427
事業利益　⑧（③－④）	202,101	7,110	36,784	240,838		△ 82,631	
事業外収益　⑨	44,717	2,990	2,215	34,637		4,873	
うち共通分　⑩		2,990	2,215	18,330		4,153	△ 27,688
事業外費用　⑪	6,453	117	87	6,085		163	
うち共通分　⑫		117	87	721		163	△ 1,089
経常利益　⑬（⑧＋⑨－⑪）	240,364	9,982	38,912	269,390		△ 77,921	
特別利益　⑭	33,255	3,450	2,555	22,457		4,792	
うち共通分　⑮		3,450	2,555	21,148		4,792	△ 31,946
特別損失　⑯	366	39	29	242		55	
うち共通分　⑰		39	29	242		55	△ 366
税引前当期利益　⑱（⑬＋⑭－⑯）	273,253	13,393	41,438	291,605		△ 73,184	
営農指導事業分配賦額　⑲		7,318	3,659	62,207			
営農指導事業分配賦後税引前当期利益　⑳（⑱－⑲）	273,253	6,075	37,779	229,398			

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

【令和５年度】

（単位：千円）

区　　分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益　①	3,014,372	89,050	77,624	2,774,875		72,821	
事業費用　②	2,134,718	22,252	2,759	2,071,933		37,774	
事業総利益③（①－②）	879,653	66,798	74,865	702,942		35,047	
事業管理費④	606,727	41,789	37,531	403,748		123,658	
うち人件費	367,568	28,700	30,396	201,449		107,021	
うち業務費	41,962	5,937	2,953	25,983		7,087	
うち諸税負担金	18,373	2,602	1,187	12,498		2,085	
うち施設費	173,399	4,004	2,640	160,016		6,736	
（うち減価償却費⑤）	147,555	2,471	1,508	140,137		3,437	
※うち共通管理費等⑥		15,258	10,918	91,409		19,837	△ 139,983
（うち減価償却費⑦）		2,107	1,508	12,626		3,364	△ 19,336
事業利益　⑧（③－④）	272,926	25,008	37,334	299,194		△ 88,611	
事業外収益　⑨	41,026	3,172	2,261	30,893		4,698	
うち共通分　⑩		3,159	2,261	18,930		4,638	△ 28,989
事業外費用　⑪	6,148	335	239	4,944		629	
うち共通分　⑫		335	239	2,007		491	△ 3,074
経常利益 ⑬（⑧＋⑨－⑪）	307,804	27,846	39,355	325,143		△ 84,541	
特別利益　⑭	0	0					
うち共通分　⑮							0
特別損失　⑯	0	0					
うち共通分　⑰							0
税引前当期利益 ⑱（⑬＋⑭－⑯）	307,804	27,846	39,355	325,143		△ 84,541	
営農指導事業分配賦額　⑲		8,454	4,227	71,860			
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳（⑱－⑲）	307,804	19,392	35,128	253,283			

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

令和４年度	共通管理費等	（人頭割＋人件費･減価償却費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）3分の1
	営農指導事業	各事業に対する営農指導等の貢献度を勘案し配賦
令和５年度	共通管理費等	（人頭割＋人件費･減価償却費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）3分の1
	営農指導事業	各事業に対する営農指導等の貢献度を勘案し配賦

２．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）

		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
令和４年度	共通管理費等	10.8%	8.0%	66.2%		15.0%	100.0%
	営農指導事業	10.0%	5.0%	85.0%			100.0%
令和５年度	共通管理費等	12.3%	4.4%	70.7%		12.6%	100.0%
	営農指導事業	10.0%	5.0%	85.0%			100.0%

３．部門別の資産

（単位：千円）

	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共有資産
事業別の資産	18,987,779	14,820,500	130	1,314,295			2,852,851
総資産（共通資産配分後）（うち固定資産）	1,350,871						1,350,871

Ⅲ．信　用　事　業

１．信用事業の考え方

①　貸出運営の考え方

ＪＡでは農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員の必要とする資金の貸出しを行っております。
貸付にあたっては、みなさまからお預かりした貯金を原資に貸付けを行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。また、併せて地域のみなさまの生活にお役に立つよう資金の貸出しの推進も積極的に行ってまいります。

②　ＪＡバンクシステムについて

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み
組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。
「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能
「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施
良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度
貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

２．信用事業の状況

利益総括表

（単位：百万円、％）

	令和４年度	令和５年度	増減
資金運用収支	70	77	7
役務取引等収支			
その他信用事業収支	△ 13	△ 11	2
信用事業粗利益	57	66	9
信用事業粗利益率	0	0	
事業粗利益	714	789	75
事業粗利益率	0	0	0
事業純益	97	183	86
実質事業純益	99	183	84
コア事業純益	99	183	84
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	99	183	84

（注１）　事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

（注２）　信用事業粗利益は次の算式により計算しております。
〔信用事業収益（その他経常収益を除く）－信用事業費用（その他経常費用を除く）＋金銭の信託運用見合費用〕

（注３）　信用事業粗利益率（％）は次の算式により計算しております。
〔信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100〕

（注４）　事業粗利益率（％）は次の算式により計算しております。
〔事業粗利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高　×100〕

資金運用収支の内訳

（単位：百万円、％）

		令和４年度			令和５年度		
		平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定		13,457	70	0.52%	14,021	76	0.55%
	うち預金	11,053	39	0.36%	11,391	42	0.38%
	うち有価証券						
	うち貸出金	2,404	30	1.29%	2,630	34	1.30%
		平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金調達勘定		13,833	3	0.02%	14,415	2	0.02%
	うち貯金・定期積金	13,698	2	0.02%	14,264	1	0.01%
	うち借入金	134		0.64%	151		0.60%
総資金利ざや		――――		0.20%	――――		0.24%

（注１）　総資金利ざやは、次の算式により計算しております。
〔資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）〕

（注２）　経費率は、次の算式により計算しております。
〔信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高×100〕

受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

		令和４年度増減額	令和５年度増減額
受取利息		△ 1	3
	うち預金	0	0
	うち有価証券		
	うち貸出金	0	3
支払利息		0	0
	うち貯金・定期積金	0	0
	うち譲渡性貯金		
	うち借入金	0	0
差引		△ 1	3

（注１）　増減額は前年度対比です

利益率

（単位：%）

	令和４年度	令和５年度	増減
総資産経常利益率	1.29%	1.62%	0.33%
資本経常利益率	8.92%	10.85%	1.93%
総資産当期純利益率	1.27%	1.32%	0.04%
資本当期純利益率	8.82%	8.80%	-0.02%

（注１）　次の算式により計算しております。
総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 ×100
資本経常利益率　＝経常利益／純資産勘定平均残高 ×100
総資産当期純利益率＝当期純利益（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
資本当期純利益率＝当期純利益（税引後）／純資産勘定平均残高 ×100

女性部・フレミズ役員合同研修（常呂産小麦のパン作り講習会）

令和５年３月に、ＪＡところ女性部とその下部組織のフレッシュミセス部会の役員合同で常呂産小麦を使用したパン作り講習会を開催しました。日本甜菜製糖㈱の社員を講師に、同社が販売している予備発酵不要でエゾヤマザクラのさくらんぼから抽出した「とかち野酵母」とドライイーストを使用し、ロールパンやピザを調理しました。

３．貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

（単位:百万円、%）

	令和４年度	令和５年度	増減
流動性貯金	4,811 (35.0%)	5,170 (36.2%)	359
定期性貯金	6,142 (44.7%)	6,171 (43.2%)	29
その他の貯金	2,766 (20.1%)	2,940 (20.6%)	174
計	13,720 (100%)	14,282 (100%)	562
譲渡性貯金	(%)	(%)	
合計	13,720 (100%)	14,282 (100%)	562

（注１）　流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
（注２）　定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
（注３）　（　　）内は構成比です。

定期貯金残高

（単位：百万円、%）

		令和４年度	令和５年度	増減
定期貯金		6,362 (100%)	6,171 (100%)	△ 191
	うち固定金利定期	6,362 (100%)	6,171 (100%)	△ 191
	うち変動金利定期	(%)	(%)	

（注１）　固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
（注２）　変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
（注３）　（　　）内は構成比です。

貯金者別貯金残高

（単位：百万円、%）

		令和４年度	令和５年度	増減
組合員貯金		12,380 [85.1%]	12,601 [86.9%]	221
組合員以外の貯金		2,042 [14.0%]	2,308 [13.1%]	266
	うち地方公共団体	11 (0.5%)	10 (0.5%)	△ 1
	うちその他非営利法人	343 (16.7%)	344 (14.9%)	1
	うちその他員外	2,021 (98.9%)	1,953 (84.6%)	△ 68
合計		14,422 (100.0%)	14,909 (100.0%)	487

（注１）　[　　]（　　）内は構成比です。

４．貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度	増　減
手形貸付	69	68	△ 1
証書貸付	1,797	1,939	142
当座貸越	537	592	55
割引手形			
合計	2,404	2,600	196

貸出金の金利条件別内訳

（単位：百万円、％）

	令和４年度	令和５年度	増　減
固定金利貸出残高	992	1,342	350
固定金利貸出構成比	47.7%	47.7%	1.3%
変動金利貸出残高	894	945	51
変動金利貸出構成比	43.0%	43.0%	2.6%
残高合計	2,076	2,288	212

貸出先別貸出金残高

（単位：百万円、％）

		令和４年度	令和５年度	増　減
組合員貸出		1,876 [97.8%]	2,237 [97.8%]	361
組合員以外の貸出		42 [2.2%]	50 [2.2%]	8
	うち地方公共団体	(%)	(%)	
	うちその他非営利法人	(%)	(%)	
	うちその他員外	42 (2.2%)	50 (2.2%)	8
合計		1,919 (100.0%)	2,288 (100.0%)	369

（注１）　[　　]　(　　) 内は構成比です。

貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度	増　減
貯金等	5	8	3
有価証券			
動産			
不動産			
その他担保物			
計	5	8	3
農業信用基金協会保証	1,591	1,860	269
その他保証			
計	1,591	1,860	269
信用	479	420	-59
合計	2,075	2,288	213

債務保証の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度	増　減
貯金等			
有価証券			
動産			
不動産			
その他担保物			
計			
信用	13	13	
合計	13	13	

貸出金の使途別内訳

（単位：百万円、％）

	令和４年度	令和５年度	増　減
設備資金残高	1,904	2,144	240
設備資金構成比	91.7%	93.7%	2.0%
運転資金残高	172	140	△ 32
運転資金構成比	8.3%	6.7%	-1.6%
残高合計	2,076	2,288	212

業種別の貸出金残高

（単位：百万円、％）

	令和４年度	令和５年度	増　減
農業	1,124 (57.2%)	1,273 (55.7%)	149
林業	(　%)	(　%)	
水産業	(　%)	(　%)	
製造業	(　%)	(　%)	
鉱業	(　%)	(　%)	
建設業	(　%)	(　%)	
電気・ガス・熱供給・水道業	(　%)	(　%)	
運輸・通信業	(　%)	(　%)	
卸売・小売・飲食業	(　%)	(　%)	
金融・保険業	(　%)	(　%)	
不動産業	(　%)	(　%)	
サービス業	28 (0.7%)	5 (0.2%)	△ 23
地方公共団体	(　%)	(　%)	
その他	767 (41.9%)	1,009 (44.1%)	242
合計	1,919 (100%)	2,288 (100%)	369

注１）　（　　）内は構成比です

貯貸率・貯証率

（単位：％）

		令和４年度	令和５年度	増　減
貯貸率	期末	14.40 %	15.34 %	0.94 %
	期中平均	17.54 %	17.98 %	0.44 %
貯証率	期末	%	%	%
	期中平均	%	%	%

注１）　貯貸率（期　　末）＝貸出金残高／貯金残高×100
注２）　貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
注３）　貯証率（期　　末）＝有価証券残高／貯金残高×100
注４）　貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

主要な農業関係の貸出金残高

1）　営農類型別

（単位：百万円）

種　類	令和４年度	令和５年度	増　減
農業	1,189	1,273	84
穀作			
野菜・園芸			
果樹・樹園農業			
工芸作物			
養豚・肉牛・酪農			
養鶏・養卵			
養蚕			
その他農業			
農業関連団体等			
合計	1,189	1,273	84

注１）　農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。　なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注２）　「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2）　資金種類別

［貸出金］

（単位：百万円）

種　類	令和４年度	令和５年度	増　減
プロパー資金	1,733	1,973	240
農業制度資金	105	103	-2
農業近代化資金	32	44	12
その他制度資金	73	59	-14
合計	1,838	2,076	238

注１）　プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注２）　農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注３）　その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーＳ資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

［受託貸付金］

（単位：百万円）

種　類	令和４年度	令和５年度	増　減
日本政策金融公庫資金	961	883	△ 78
その他	15	13	△ 2
合計	976	896	△ 80

（注）　日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

５．農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

（単位：百万円）

	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
【令和４年度】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権					
危険債権					
要管理債権					
三月以上延滞債権					
貸出条件緩和債権					
小計					
正常債権	2,094				
合計	2,094				
【令和５年度】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権					
危険債権					
要管理債権					
三月以上延滞債権					
貸出条件緩和債権					
小計					
正常債権	2,307				
合計	2,307				

（注１）　破産更生債権及びこれらに準ずる債権
　破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

（注２）　危険債権
　債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

（注３）　要管理債権
　「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

（注４）　三月以上延滞債権
　元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

（注５）　貸出条件緩和債権
　債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

（注６）　正常債権
　債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

６．有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度	増　　減
国債			
地方債	該当する取引はありません		
社債			
株式			
その他の証券			
合計			

注1）貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

商品有価証券種類別平均残高

（単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度	増　　減
商品国債			
商品地方債	該当する取引はありません		
商品政府保証債			
貸付商品債券			
合計			

有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	合　計
○令和４年度								
国債								
地方債								
社債								
株式		該当する取引はありません						
その他の証券								
○令和５年度								
国債								
地方債								
社債								
株式								
その他の証券								

7．有価証券等の時価情報

有価証券の時価情報

［売買目的有価証券］

（単位：百万円）

	令和４年度		令和５年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券		該当する取引はありません		

［満期保有目的有価証券］

（単位：百万円）

	種類	令和４年度			令和５年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債						
	地方債						
	小計		該当する取引はありません				
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債						
	地方債						
	小計						
合計							

［その他有価証券］

（単位：百万円）

	種類	令和４年度			令和５年度		
		貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えるもの	株式						
	国債						
	地方債						
	小計		該当する取引はありません				
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えないもの	株式						
	国債						
	地方債						
	小計						
合計							

金銭の信託

［運用目的の金銭の信託］

（単位：百万円）

	令和３年度		令和４年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	該当する取引はありません			

［満期保有目的の金銭の信託］

（単位：百万円）

	令和３年度					令和４年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	該当する取引はありません									

（注１）　時価は期末日における市場価格等によっております。
（注２）　「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

［その他の金銭の信託］

（単位：百万円）

	令和３年度					令和４年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
その他の金銭の信託	該当する取引はありません									

（注１）　時価は期末日における市場価格等によっております。
（注２）　「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引
有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

８．貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	令和４年度 期首残高	当期繰入額	当期取崩額 目的使用	当期取崩額 その他	純繰入額（▲純取崩額）	期末残高
一般貸倒引当金	9	11		9	2	11
個別貸倒引当金						
合計	9	11		9	2	11

区分	令和５年度 期首残高	当期繰入額	当期取崩額 目的使用	当期取崩額 その他	純繰入額（▲純取崩額）	期末残高
一般貸倒引当金	11	11		11		11
個別貸倒引当金						
合計	11	11		11		11

９．貸出金償却の額

単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度
貸出金償却額	該当する取引はありません	

聖徳太子奉賛会

常呂は常呂川最下流の地域として、古くから水害に悩まされた地域でした。そのため、水害防止のための治水工事が大正11年から実施され、今日の堤防の築堤となりました。聖徳太子奉賛会とは、治水工事の祖と言われる聖徳太子の遺徳を偲び、祀る行事です。聖徳太子碑は、当時の下川沿の共立川東の小高い丘に碑が建立されました。

Ⅳ．その他の事業

１．営農指導事業

（単位：百万円）

項目		令和４年度	令和５年度
収入	賦課金	50	56
	実費収入	4	7
	土地改良雑収益	1	1
	受託指導収入	5	6
	計	61	72
支出	営農改善指導費	20	23
	教育情報	6	12
	研修施設事業	1	1
	貸倒引当金		
	計	28	35

２．共済事業

長期共済保有高

（単位：百万円）

		令和４年度		令和５年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命系	終身共済	129	13,634	242	12,999
	定期生命共済	70	498	512	990
	養老生命共済	95	4,198	68	3,797
	こども共済	44	1,191	57	1,179
	医療共済		110		110
	がん共済		22		21
	定期医療共済		4		4
	介護共済	2	8		8
	年金共済		651		581
建物更生共済		1,985	12,052	1,524	12,929
住宅建築共済					
農機具更新共済					
合計		2,262	31,179	2,346	31,442

（注１）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済　は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

（注２）こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

（注３）ＪＡ共済はＪＡ、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、ＪＡ及び全国共済連の両者が連 帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。（短期共済についても同様です。）

（注４）認知症共済、生活障害共済、特定重度疾病共済には死亡保障がないことから、「長期共済保有高」には記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載する。

医療系共済の共済金額保有高

（単位:百万円）

種類	令和４年度		令和５年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		3		3
	4	8	10	19
がん共済				
定期医療共済				
合計	4	12	10	23

（注１）　「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

（注２）　医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しております。

介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位：百万円）

種類	令和４年度		令和５年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	6	39		39
認知症共済	13	13		13
生活障害共済（一時金型）		1		1
生活障害共済（定期年金型）	2	7		8
特定重度疾病共済		33		33
合計	21	93		94

（注１）　「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

（単位：百万円）

種類	令和４年度		令和５年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	1	116	3	114
年金開始後		38		39
合計	1	154	3	154

（注１）　金額は、年金年額について記載しています。

短期共済新契約高

（単位:百万円）

	令和４年度	令和５年度
火災共済	12	12
自動車共済	117	119
傷害共済	11	10
団体定期生命共済		
農機具損害共済		
定額定期生命共済		
賠償責任共済	4	5
自賠責共済	16	14
合計	157	162

（注１）　「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

（注２）　自動車共済、農機具損害共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

（注３）　「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。

３．販売事業　４．購買事業

販売事業

（単位：百万円）

品名	取扱高
小麦	549
甜菜	999
馬鈴薯	718
澱粉	131
玉葱	3,476
小豆	87
にんにく	30
その他	38
生乳	398
馬・牛	54
合計	6,484
上記取扱手数料	154

購買事業

（単位：百万円）

品名	取扱高
肥料	765
農機具	562
農薬	347
包装	161
飼料	142
種子	147
車輌	43
その他	342
合計	2,514
上記取扱手数料	22

５．保管・利用・加工事業

保管事業

（単位:百万円）

科目		金額
収益	保管料	153
	保管雑収益	12
	計	166
費用	保管材料費	
	保管労務費	5
	保管雑費	67
	貸倒引当金繰入額	
	計	72
差引損益		93

利用事業

（単位:百万円）

科目		金額
収益	玉葱選別事業	367
	育苗センター	100
	共同乾燥事業	164
	アグリサポート事業	38
	計	671
費用	玉葱選別事業	296
	育苗センター	77
	共同乾燥事業	45
	アグリサポート事業	22
	貸倒引当金繰入額	
	計	442
差引損益		228

Ⅴ．自己資本の充実の状況

１．自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

項　　目	令和４年度	令和５年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,594	2,736
うち、出資金及び資本準備金の額	835	826
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	1,860	2,010
うち、外部流出予定額（△）	100	100
うち、上記以外に該当するものの額	-1	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	11	11
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11	11
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の４５％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	2,605	2,748
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	5	4
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	4
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		

特定項目に係る１０％基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額		
特定項目に係る１５％基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	5	4
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	2,600	2,744
リスク・アセット　等		
信用リスク・アセットの額の合計額	8,112	8,137
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額	1,347	1,451
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	9,460	9,589
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	27.48%	28.62%

注１）　「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

注２）　当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注３）　当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

２．自己資本の充実度に関する事項

①　信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和４年度			令和５年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4％	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4％
現金	50			83		
我が国の中央政府及び中央銀行向け						
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け						
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け						
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,076	2,415	96	12,407	2,481	99
法人等向け	138	134	5	112	102	4
中小企業等向け及び個人向け	43	27	1	68	43	1
抵当権付住宅ローン	6	2		5	1	
不動産取得等事業向け						
三月以上延滞等						
取立未済手形						
信用保証協会等保証付	1,587	151	6	1,858	178	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
共済約款貸付						
出資等	291	291	11	261	261	10
（うち出資等のエクスポージャー）	291	291	11	261	261	10
（うち重要な出資のエクスポージャー）						

上記以外	4, 463	5, 076	203	4, 194	5, 050	202
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）						
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	416	1, 040	41	557	1, 393	55
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）						
（うち上記以外のエクスポージャー）	4, 047	4, 036	161	3, 621	3, 616	144
証券化						
（うちＳＴＣ要件適用分）						
（うち非ＳＴＣ適用分）						
再証券化						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー						
（うちルックスルー方式）						
（うちマンデート方式）						
（うち蓋然性方式250％）						
（うち蓋然性方式400％）						
（うちフォールバック方式）						
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）						
標準的手法を適用するエクスポージャー別計						
ＣＶＡリスク相当額÷８％						
中央清算機関関連エクスポージャー						
合計（信用リスク・アセットの額）	18, 658	8, 098	323	18, 992	8, 123	324

45

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a	所要自己資本額 ｂ＝ａ×４％	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a	所要自己資本額 ｂ＝ａ×４％
	1,347	53	1,451	58
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 ｂ＝ａ×４％	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 ｂ＝ａ×４％
	9,460	378	9,589	383

注１）「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注２）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注３）「三月以上延滞等」とは，元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150％になったエクスポージャーのことです。

注４）「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注５）「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注６）「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注７）「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注８）オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当ＪＡでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

にんにくの根切り作業

常呂町のところピンクにんにくは、開拓時代から受け継がれてきた在来種で、代々大切に受け継がれてきました。昭和48年には、116haと全国の市町村で作付面積が日本一となった伝統ある作物です。７月中下旬に収穫され、すぐに根と茎を切り、ハウス内で自然乾燥させて出荷されます。

ところピンクにんにくは、令和４年３月に農林水産省の地理的表示（ＧＩ）保護制度に登録されました。

３．信用リスクに関する事項

①　標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

注１）　「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

ＪＡところ青年部食育事業

ＪＡところ青年部では、常呂町の農業と職の大切さを知ってもらうことを目的に、町内３つの小学校３・４年生を対象に、春と秋の２回、食育事業を実施しています。取り組みは平成23年から実施され、毎年多くの児童が植え付けや収穫などの農作業を体験しました。

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

			令和４年度				令和５年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人		農業	97	93	－		127	124	－	
		林業			－				－	
		水産業			－				－	
		製造業			－				－	
		鉱業			－				－	
		建設・不動産業			－				－	
		電気・ガス・熱供給・水道業			－				－	
		運輸・通信業			－				－	
		金融・保険業	12,034				12,359			
		卸売・小売・飲食・サービス業			－				－	
		日本国政府・地方公共団体								
		上記以外	4,655	98			4,446	91		
	個　人		1,885	1,717			2,074	1,924		
	その他			－	－			－	－	
業種別残高計			18,672	1,909			19,007	2,140		
	1年以下		10,530	98		－	12,439	80		－
	1年超3年以下		99	99		－	130	130		－
	3年超5年以下		249	249		－	281	281		－
	5年超7年以下		268	268		－	216	216		－
	7年超10年以下		324	324		－	384	384		－
	10年超		869	869		－	1,045	1,045		－
	期限の定めのないもの		2,482			－	4,509			－
残存期間別残高計			18,672	1,909		－	19,007	2,140		－
信用リスク期末残高			18,672	1,909		－	19,007	2,140		－
信用リスク平均残高			13,334	1,867		－	13,928	2,008		－

（注１）　国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。
（注２）　信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
（注３）　「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
（注４）　「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	令和４年度						令和５年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	9	11		9	2	11	11	11		11	0	11
個別貸倒引当金												

④　地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

			令和４年度						令和５年度					
			期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
					目的使用	その他					目的使用	その他		
	法人	農業												
		林業												
		水産業												
		製造業												
		鉱業												
		建設・不動産業												
		電気・ガス・熱供給・水道業												
		運輸・通信業												
		金融・保険業												
		卸売・小売・飲食・サービス業												
		上記以外												
	個　人													
業種別計														

（注１）　国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤　信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		令和４年度	令和５年度
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト　0%	50	83
	リスク・ウエイト　2%		
	リスク・ウエイト　4%		
	リスク・ウエイト 10%		
	リスク・ウエイト 20%	12,076	12,407
	リスク・ウエイト 35%	6	5
	リスク・ウエイト 50%		
	リスク・ウエイト 75%	43	68
	リスク・ウエイト100%	4,476	4,010
	リスク・ウエイト150%		
	リスク・ウエイト250%	416	573
	その他	1,587	1,862
リスク・ウェイト　1250%			
自己資本控除額			
合　計		18,657	19,011

注１）　信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注２）　経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注３）　1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

４．信用リスク削減手法に関する事項

①　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク･ウエイトを適用しています。

ただし，証券化エクスポージャーについては，これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で，算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし，エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について，被保証債権のリスク・ウェイトに代えて，保証人のリスク･ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については，①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和４年度		令和５年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け				
我が国の政府関係機関向け				
地方三公社向け				
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け				
法人等向け				
中小企業等向け及び個人向け				
抵当権付住宅ローン				
不動産取得等事業向け				
三月以上延滞等				
証券化				
中央清算機関関連				
上記以外				
合　　計				

（注１）「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
（注２）「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。
（注３）「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150％になったエクスポージャーのことです。
（注４）「上記以外」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

６．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

７．出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

獣魂祭

獣魂祭は、日頃の営農や食文化のために命を捧げてくれた家畜に対し、鎮魂と感謝の意を込めて供養することを毎年目的に行っています。獣魂碑は、オホーツク海と町内一円を一望できるＪＡ牧場に設置され、焼香を行って家畜の霊を慰めます。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和４年度		令和５年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場				
非上場	258	258	258	258
合計	258	258	258	258

注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の
合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和４年度			令和５年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額

④ 貸借対照表で認識され，損益計算書で認識されない評価損益の額
（その他有価証券の評価損益等）

（単位：百万円）

令和４年度		令和５年度	
評価益	評価損	評価益	評価損

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和４年度		令和５年度	
評価益	評価損	評価益	評価損

収穫“菜”

出来秋を地域住民に振るう一大イベント、収穫“菜”。毎年10月第４土曜日に開催し、多くの来場者でにぎわっています。常呂町で生産された安全・安心な農畜産物や地元産食材・加工品のすばらしさを理解してもらい、地産地消に取り組むことを目的に開催するこのイベントでは、生鮮野菜をはじめとした多くの農畜産加工品や海産物が販売されます。オホーツク管内はもちろん、管外、道外からも多くの来場客が訪れます。

８．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事

該当する取引はありません。

９．金利リスクに関する事項

①　金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

具体的な金利リスク管理方針および手続きについては以下の通りです。

◇リスク管理の方針および手続きの概要

・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
　当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（ＩＲＲＢＢ）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
・ リスク管理およびリスクの削減方針に関する説明
　当ＪＡでは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するＩＲＲＢＢの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
・ 金利リスク計測の頻度
　毎月末を基準日として、月次でＩＲＲＢＢを計測しています。
・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
　当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上およ　び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っていま

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿ＥＶＥ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
　流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
　流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は５年です。
・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
　流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
　固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
　通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引利息やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
　一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
・ 内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提
　内部モデルは使用しておりません。

・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
　⊿ＥＶＥの前事業年度末からの変動要因は、貸出金の減少によるものです。
・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
　該当ありません。
・ 金利ショックに関する説明
　リスク資本配賦管理としてＶａＲで計測する市場リスク量を算定しています。
・ 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩと大きく異なる点

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
　　金利リスク　＝　運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

②　金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

ＩＲＲＢＢ１：金利リスク					
項番		⊿ＥＶＥ		⊿ＮＩＩ	
		前期末	当期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	9	0	0	0
2	下方パラレルシフト	0	1	0	0
3	スティープ化	13			
4	フラット化	0			
5	短期金利上昇	4			
6	短期金利低下	13			
7	最大値	13	1		
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	2,600		2,744	

Ⅵ．役員等の報酬体系　（任意・努力義務）

１．役員

(1)　対象役員
　開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2)　役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について
　役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の２種類で、令和５年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。
　なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：百万円）

	支給総額（注２）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	24	0

（注１）　対象役員は、理事9名、監事3名です。
（注２）　退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。
　なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3)　対象役員の報酬等の決定等について
①　役員報酬（基本報酬）
　役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。
　この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員６人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。
　また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

②　役員退職慰労金
　役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。
　なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

２．職員等

(1)　対象職員等
　開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当ＪＡの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

(2)　報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

当ＪＡの職員の報酬等は、給与、賞与及び退職給与となっており、それぞれ理事会で定めた給与規程等に基づき、給与については毎月所定の支給日に、賞与については６月と12月に、退職金については退職後速やかに職員指定の口座に振り込みの方法で現金支給しています。

令和５年度における対象職員等に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

（単位：百万円）

対象職員等（注1）に対する報酬等	支給総額（注２）		
	報酬・給与等	賞与	退職金
当ＪＡの職員	184	84	15

（注１）　対象職員等に該当する者は、当ＪＡの職員52人です（当期に退職した者を含みます）。

（注２）　賞与及び退職金については、本年度に実際の支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

（注３）　「同等額」は、令和４年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注４）　令和５年度において当ＪＡの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

(3)　報酬等の決定等について

当ＪＡの職員の給与は、学歴や勤続年数等を基準とする基本給と各種の役職と生活補助のための付加級（諸手当）からなっています。

賞与は、基本給をベースに労使交渉を踏まえて設定した月数を乗じて決定しており、退職給与は、基本給に勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額により算定しています。

いずれも労使交渉を踏まえて理事会が決定する給与規程、退職給与規程の定めるところに従って決定・管理されます。

３．その他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

青年部・女性部　先進的取組視察リーダー養成研修

次世代の農業の担い手を育成するために、青年部や女性部などの幹部候補を対象に、先進的な取り組みをしている農家や、関係機関等へ訪問し、情報交換を行いました。今回は、農業政策を立案する農林水産省や国会等を訪問、また当地域から選出している代議士を訪問し、情勢等について意見交換を行いました。

Ⅶ. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確　　認　　書

１　私は、当ＪＡの令和５年２月１日から令和６年１月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

２　この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

（１）　業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

（２）　業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

（３）　重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和６年１月３１日
常呂町農業協同組合
代表理事組合長　川上　和則

Ⅷ. 沿革・歩み

《農業協同組合》

昭和２３年度	常呂村農業協同組合設立
昭和２５年度	町政施行により常呂町農業協同組合に名称改称
昭和２６年度	農協青年部創立
昭和２８年度	共立川東牧場取得(398ha)
昭和３１年度	農協婦人部創立
昭和３６年度	農業基本法公布施行
昭和３８年度	農協デパート新築開店
昭和４０年度	合理化澱粉工場操業開始
昭和４２年度	電算システムの導入
昭和４８年度	ビート育苗事業開始
昭和４９年度	麦乾燥工場竣工
昭和５１年度	貯金業務機械化のため会計機導入
昭和５４年度	土壌改良材調整施設(貝がら工場)完成・操業開始
昭和５５年度	農協本部事務所新築・落成式典挙行
昭和６０年度	貯金事務系統オンライン処理へ移行・本部ATM設置
平成　元年度	生活店舗(農協デパート)の廃止
平成　４年度	共済端末機導入
平成　５年度	新クミカン制度へ移行
平成　６年度	営農情報システム(FAX)稼動
平成　８年度	金融新オンラインシステム稼動
平成　９年度	合理化澱粉工場廃止
平成１０年度	農協創立５０周年記念式典・記念植樹・祝賀会挙行
平成１２年度	酪農振興会５０周年記念式典挙行
平成１３年度	青年部５０周年式典挙行
平成１４年度	新玉葱選別施設完成・操業開始
平成１７年度	第４次電算システム・ＪＡＳＴＥＭシステム稼動
平成１８年度	女性部５０周年式典挙行
平成１９年度	玉葱冷蔵貯蔵倉庫新築
平成２０年度	内部監査室の設置
平成２１年度	災害対策の実施　水田・畑作経営安定所得対策と農地・水・環境保全向上対策の支援　ジャガイモシストセンチュウ対策の実施
平成２２年度	第７次農業振興計画・第７次農協経営計画の策定
平成２４年度	ファーマーズハウスうえる新築
平成２５年度	玉葱冷蔵貯蔵倉庫新築
平成２７年度	第８次農業振興計画・第８次農協経営計画の策定 アグリサポート事業の創設
平成２８年度	営農推進室、施設コントラ課の新設
平成２９年度	いび川農業協同組合との友好提携協定
平成３０年度	農協創立７０周年名誉組合員、功労者表彰
令和　２年度	小麦乾燥調製工場新築 機構改革の実施 第９次農業振興計画・第９次農協経営計画の策定

Ⅸ. ディスクロージャー誌の記載項目について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。
なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

＜組合単体　農業協同組合施行規則第２０４条関係＞

開示項目	記載項目
●概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	Ⅰ-3①
○理事、監事の氏名及び役職名	Ⅰ-3⑤
○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	該当なし
○事務所の名称及び所在地	Ⅰ-3⑥
○特定信用事業代理業者に関する事項	Ⅰ-3⑦
●主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	Ⅰ-2
●主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	Ⅱ-1
○直近の５事業年度における主要な業務の状況	Ⅱ-2
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	
・経常利益又は経常損失	
・当期剰余金又は当期損失金	
・出資金及び出資口数	
・純資産額	
・総資産額	
・貯金等残高	
・貸出金残高	
・有価証券残高	
・単体自己資本比率	
・剰余金の配当の金額	
・職員数	
○直近の２事業年度における事業の状況	Ⅲ-2, 3, 4, 6
◇主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗利益及び事業粗利益率	
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	
・受取利息及び支払利息の増減	
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益	
◇貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	
◇貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	
・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	
・主要な農業関係の貸出実績	
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	
・貯貸率の期末値及び期中平均値	
◇有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	
・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高	
・有価証券の種類別の平均残高	
・貯証率の期末値及び期中平均値	
●業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	Ⅰ-5
○法令遵守の体制	Ⅰ-5
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	Ⅰ-4
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	Ⅰ-5
●組合の直近の２事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	Ⅱ-3
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	Ⅲ-5
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額	該当なし
○自己資本の充実の状況	Ⅴ
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	Ⅲ-7
・有価証券	
・金銭の信託	
・デリバティブ取引	
・金融等デリバティブ取引	
・有価証券店頭デリバティブ取引	
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	Ⅲ-8
○貸出金償却の額	Ⅲ-9
○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の２第３項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	該当なし

＜組合単体　自己資本の充実の状況に関する開示項目（金融庁告示 農林水産省告示）＞

●開示項目	記載項目
○　自己資本の構成に関する開示事項	Ⅴ-1
○　定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	Ⅰ-6②
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	Ⅰ-6②
・信用リスクに関する事項	Ⅰ-5①, Ⅴ-3①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	Ⅴ-4①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針	Ⅴ-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	Ⅴ-6
・オペレーショナル・リスクに関する事項	Ⅰ-5④
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の	Ⅴ-7①
・金利リスクに関する事項	Ⅴ-8①
○　定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	Ⅴ-2
・信用リスクに関する事項	Ⅴ-3②～⑤
・信用リスク削減手法に関する事項	Ⅴ-4②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	Ⅴ-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	Ⅴ-6
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	Ⅴ-7②～⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの	Ⅴ-8
・金利リスクに関する事項	Ⅴ-9